

## 後期基本計画体系案と現基本計画体系対比表

## 街づくり分野

1. あらゆる主体が参画しながらまちづくりを実現していくまち	(1) 参加と協働の基盤づくり (2) 地域力の再生
2. すべての人が地域で共に生きていけるまち	(1) 地域福祉の推進 (2) 地域での自立生活支援 (3) 健康
3. 子どもを共に育むまち	(1) 子どもの権利保障 (2) 子育て環境の充実 (3) 幼児教育 (4) 学校における教育 (5) 地域における教育
4. 多様性を尊重し合えるまち	(1) 多文化共生の推進 (2) 平和と人権の尊重 (3) 男女共同参画社会の実現
5. みどりのネットワークを形成する環境のまち	(1) みどりの創造と保全 (2) 環境の保全 (3) リサイクル・清掃事業の推進
6. 人間優先の基盤が整備された、安全・安心のまち	(1) <b>魅力あるまちづくりの推進</b> (2) <b>魅力ある都心居住の場づくり</b> (3) 交通体系の整備 (4) 災害に強いまちづくりの推進 (5) 安全・安心の確保
7. 魅力と活力にあふれる、にぎわいのまち	(1) 都市の魅力による集客力の向上 (2) 産業振興による都市活力創出
8. 伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまち	(1) 文化によるまちづくりの推進 (2) 芸術・文化の振興 (3) 生涯学習・生涯スポーツの推進

# 基本計画

## 後期体系案と現体系比較表

(街づくり)

後期基本計画体系案

【政策】

【施策】

6-1 魅力あるまちづくりの推進

①秩序ある市街地更新
②個性ある快適なまちづくり
③池袋副都心の再生
④新庁舎整備と現庁舎地活用による新たなまちづくり
⑤活力ある地域拠点の整備

追加

6-2 魅力ある都心居住の場づくり

①安心な住まいづくり
②良質な住宅ストックの形成

現基本計画体系

【政策】

【施策】

5-1 魅力あるまちづくりの推進

①秩序ある市街地更新
②個性ある快適なまちづくり
③池袋副都心の再生
④活力ある地域拠点の整備

5-2 魅力ある都心居住の場づくり

①安心居住の仕組みづくり
②良質な住宅の供給誘導

変更

赤字は変更部分、赤丸は特に重要な変更部分

# 補完計画

## 池袋副都心整備ガイドプラン、都市計画マスタープラン 比較表

池袋副都心整備ガイドプラン

平成22年6月策定

施策	施策	実施施策
1 将来像と重点行動目標	(1) 将来像	
	(2) 重点行動目標『池袋のチャレンジ』	池袋駅とその周辺を再生する。 文化を創造・発信する。 環境対策を率先する。 交流をはぐくむ舞台をつくる。
	(3) 環境に配慮した街並みの形成	街並み形成
2 まちづくり方針	(1) 文化とにぎわいの交流拠点の形成	土地利用 導入機能
	(2) 人にやさしい回遊空間の形成	歩行者ネットワーク 交通基盤施設
	(3) 環境に配慮した街並みの形成	みどりのネットワーク エネルギーのネットワーク
3 エリア別まちづくり方針	(1) 池袋ターミナルエリア	東京北西部の魅力と活力を生み出すターミナル拠点の形成
		防災機能の強化に資する老朽建築物の機能更新・開発誘導
		池袋駅と駅周辺との連携した歩行者中心の交通基盤強化
		にぎわいと風格のある顔づくり
		環境に配慮したまちづくりの展開
		商業・業務・文化・交流・居住等の多様な機能の集積
	(2) 東池袋エリア	街区再編と連動した施設の改良や交通基盤の整備
		計画的な土地利用転換による緑豊かな景観づくり
		環境に配慮したまちづくりの展開
	(3) にぎわい交流エリア	池袋の持つ「気安さ」を活かしたにぎわいの誘導
		快適な歩行者空間の整備・強化による回遊性の向上
		公共施設等を活かした広場の充実
(4) 池袋の都市軸	環境に配慮したまちづくりの展開	
	魅力と活力を生み出すにぎわいと交流の骨格軸の形成	
	都市軸による池袋副都心と周辺の生活環境との調和	
	歩行者を主役とする交通基盤の整備	
	風格ある景観軸の形成	
	自然や季節を感じることでできる都市空間の形成	
4 まちづくりの実現化に向けて	(1) 実現に向けたロードマップ	
	(2) 実現化に向けた方策	ガイドプラン等によるまちづくりの誘導・調整 豊島区の策定する計画等にもとづく公民連携によるまちづくりの推進 地域主体・公民連携によるまちの持続的発展に向けて

都市計画マスタープラン

平成12年3月策定

施策	施策	実施施策
1 まちづくりの目標と将来都市像	(1) 豊島区に住み、活動する人びと	
	(2) まちづくりの目標	
	(3) 将来都市像	
2 課題別まちづくり方針	(1) 土地利用の方針	土地利用の累計にあわせてまちづくりの推進
		地域地区の指定
		土地利用転換の適切な誘導
	(2) 道路網・交通体系整備の方針	道路網の形成
		公共交通機能の強化等
		避難施設の整備と「防災生活圏」の形成
	(3) 防災まちづくりの方針	重点整備地域および重点地区の防災まちづくりの推進
		地区レベルの防災まちづくりの推進
		防災まちづくり活動の推進
	(4) 副都心整備と産業まちづくりの方針	被災後のまちづくり
		都市型水害対策
		魅力ある副都心の「劇場都市空間づくり」
商業業務拠点および各商店街の振興と環境整備		
③産業と居住の共存		
事業者および来街者のまちづくり参画誘導		
(5) 住宅・住環境整備の方針	住環境の整備	
	良質な住宅の供給と建設誘導	
	みどり豊かで快適な生活環境の保全・創出	
(6) 環境と共生するまちづくりの方針	環境負荷の小さい都市づくり	
	アメニティの形成	
	花とみどりと文教のまちの形成(アメニティの向上)	
(1) 駒込地区	にぎやかな暮らしよいまちの形成	
	安全・安心で快適なまちの形成(防災性の向上)	
	活気あふれる商業のまちの形成(商業業務拠点と商店街の整備)	
(2) 巣鴨・西巣鴨地区	生活しやすいまちの形成(良好な住環境の形成)	
	歴史を育むまちの形成(アメニティの向上)	
	安全・安心で快適なまちの形成(防災性の向上)	
(3) 大塚地区	駅を中心に人が集うまち(拠点となる駅周辺の再整備)	
	安全・安心で快適なまち(防災性の向上)	
(4) 池袋北地区	魅力ある顔を持つまち(アメニティの向上)	
	安全・安心で快適なまちの形成(防災性の向上)	
	便利で活気あるまちの形成(生活や商業業務等の拠点の整備)	
(5) 池袋東地区	魅力ある都市住宅のまちの形成(総合的な住環境の改善)	
	区を中心とするまちの形成(副都心機能の充実)	
	歩きやすく楽しいまちの形成(魅力あるアメニティ空間の形成)	
(6) 池袋西地区	環境に配慮するまちの形成(資源の有効利用)	
	安全・安心で快適なまちの形成(道路基盤等の整備)	
	副都心のオアシスづくり(拠点の新たな整備)	
(7) 雑司が谷地区	⑤不燃化を進めるまちの形成(防災機能の維持・向上)	
	歴史を醸し出す落ち着いたまちの形成(閑静な住環境の保全)	
	地区にふさわしい街並みの誘導(新しい都市基盤の整備)	
(8) 高田地区	不燃化をすすめるまちの形成(防災機能の維持・向上)	
	住宅地に調和した都市型産業の活気あるまちの形成(各種機能の調和)	
	坂と川がある景観を大切にしたいまちの形成(美しい環境の保全)	
(9) 目白地区	閑静で暮らし良いまち(良好な住宅地の保全)	
	洒落た駅前のあるまち(拠点の再整備)	
	みどりの拠点がある安全・安心なまち(防災機能の維持・向上)	
(10) 高松・要町・千川地区	みどりあふれる閑静なまちの形成(良好な住宅地の保全)	
	歴史ある商店街と新しい商業地が調和するまちの形成(商業の活性化)	
	安全・安心で快適なまちの形成(防災性の向上)	
(11) 長崎・千早地区	歩いて楽しく美しいまちの形成(アメニティ豊かな住宅地の保全・形成)	
	歩んで楽しく美しいまちの形成(アメニティ豊かな住宅地の保全・形成)	
	庶民的な暮らしやすいまちの形成(生活拠点の整備)	
(12) 南長崎地区	安心・安全で快適なまちの形成(防災性の向上)	
	災害に強いまちの形成(防災性の向上)	
	庶民的な暮らしやすいまちの形成(生活拠点の整備)	
	新しく展開するまちの形成(新たな拠点の整備)	

# 補完計画 住宅マスタープラン 比較表

住宅マスタープラン

平成21年3月策定

住宅マスタープラン

平成16年3月策定

施策	施策	実施施策		
1 地域の特性を踏まえた住まいづくり	(1) 豊島区の特性を踏まえた住まいづくり	オープンスペースの創出		
	(2) 区内の各地域特性を踏まえた住まいづくり	魅力的な住環境の保全・形成誘導 地域環境の保全と改善(地区計画等) 住宅・住環境の整備(幹線道路の整備) 住宅・住環境の整備(市街地の再開発等)		
	(3) まちづくりと連携した住まいづくり	木造住宅密集地域における住宅・住環境整備 住宅等の建替え支援		
2 ライフスタイルを大切にしたい住まいづくり	(1) 世帯単身	1 ルームシェアの検討 2 地域コミュニティとの関係 ルームシェア型賃貸契約等の検討 地域活動に関する情報の提供		
	(2) 子育て世帯	1 子育て世帯向け住宅の供給誘導	良質な子育て世帯向け住宅の供給誘導 定期借地制度を活用した住宅の普及 新たな住宅利用形態の普及 区民住宅の子育て世帯への家賃支援 機構・公社賃貸住宅の供給促進 子育て世帯への家賃支援 子育て世帯への情報提供の充実	
		2 子育てしやすい住環境の整備	子育て支援マンション認定制度の検討 子育てしやすい住環境の形成 三世同居への支援	
	(3) 高齢者世帯	1 高齢期の安心入居の支援	高齢者等の入居支援・身元保証の普及 安心住まい提供事業の継続 終身建物賃貸借制度の普及・啓発 住み替え家賃助成事業の推進 資産活用による住み替え支援制度の普及・啓発 高齢者世帯への家賃支援 ひとり暮らし高齢者の生活支援	
			2 高齢者向け住宅の供給	福祉住宅(シルバーピア等)の供給 高齢者向け優良賃貸住宅の供給 グループリビング等の推進
				3 住宅・住環境のバリアフリー化
		3 環境を大切にしたい住まいづくり	(1) 環境に配慮した住宅や設備の普及 環境性能の高い住宅の普及促進 住宅用新エネルギー機器等の導入促進 公共住宅における環境への取り組み推進 環境にやさしい住生活の普及・啓発 区民の環境への取り組み支援 緑化の推進	
			(2) 環境にやさしい住生活の普及	
		4 安心な住まいづくり	(1) 安心してできる住宅市場の形成誘導	知的障害者グループホーム・ケアホームの整備・運営の助成 精神障害者グループホーム・ケアホームの整備・運営の助成 重度身体障害者グループホームの整備検討 安心住まい提供事業の継続 高齢者等の住み替え家賃助成事業の推進 事業再建を支援する家賃助成導入の検討 区営住宅の供給 区営住宅の入居資格の適正化 区営住宅の入居機会の拡大 公営住宅からの暴力団員排除の推進 都営住宅の移管 受益者負担の適正化
	(2) 福祉と連携した住宅の整備		区営住宅のストックの確保	
	(3) 住宅セーフティネットの確保		住宅の耐震改修の促進	
	5 良質な住宅ストックの形成	(1) 安心な住まいづくり	住宅の防災性能の向上 震災復興を想定した住宅対策の検討 防犯性の高い住宅の普及・啓発 健康に配慮した住宅の普及・啓発 ユニバーサルデザインの普及・啓発	
(2) 分譲マンションの適切な維持管理		分譲マンションの実態把握 分譲マンションの情報提供・相談体制の拡充 分譲マンション登録制度の普及 共用部分の修繕・改修支援制度の普及・啓発 分譲マンション建替えに対する支援		
(3) 賃貸マンションの適切な維持管理		賃貸住宅における長期修繕計画の普及 住宅の賃貸借に関する紛争の防止		
(4) 戸建住宅の適切な維持管理		既存住宅の住宅性能表示制度の普及・啓発 欠陥住宅の発生防止のガイドブックの活用 リフォームに関する情報提供の充実 法定外税による狭小戸建設の抑制		
(5) 住宅ストックバランスの適正化		良質な集合住宅の供給誘導 ルームシェアによる住宅ストックバランスの適正化 空き家・空き室の有効活用の促進		

施策	施策	実施施策
1 ファミリー世帯の都心居住の推進	(1) ファミリー世帯の定住促進	新たなタイプの区民住宅の供給 区民住宅の入居資格の見直し 親世帯との同居・同居に対する支援 公団・公社賃貸住宅の供給促進 良質なファミリー向け住宅の供給誘導 快適な住環境の形成 子育て支援施設の併設促進
	(2) 良質な住まいづくりと住環境の形成	定期借家制度を活用した住み替え支援の仕組みづくり 定期借地制度を活用した住宅の普及 新たな住宅利用形態の普及
2 高齢社会における自立した安心居住の仕組みづくり(地域高齢者住宅計画)	(1) 自立した生活を支える多様な住宅の供給	福祉住宅(シルバーピア等)の供給<目標3.2(3)の再掲> 高齢者向け優良賃貸住宅の供給 グループリビングの推進 ケアハウスの供給 痴呆性高齢者グループホームの整備助成 知的障害者グループホームの整備・運営の助成 精神障害者グループホームの整備・運営の助成 重度身体障害者グループホームの整備・運営の助成
	(2) 住宅のバリアフリー対応の促進	公共住宅におけるバリアフリー対応 バリアフリー対応住宅の供給誘導 リフォームによるバリアフリー対応の促進 リバースモーゲージ制度の活用
	(3) 民間賃貸住宅における安心居住の仕組みづくり	高齢者等の入居支援 終身賃貸借制度の普及 高齢者等住み替え家賃助成事業の推進<再掲> ひとり暮らし高齢者の日常生活支援
	(4) ユニバーサルデザインに基づく住環境の形成	福祉環境整備の推進 駅施設のバリアフリー化の推進 福祉のまちづくりの普及・啓発
3 住居に関するセーフティネットの確保	(1) 区営住宅制度の改革	入居資格の適正化 入居機会の拡大 受益者負担の適正化 経営的視点の強化
	(2) 効率的な区営住宅、福祉住宅事業の推進	区営住宅の供給 福祉住宅(シルバーピア等)の供給 都営住宅の移管の推進 公営住宅ストック活用計画の策定
	(3) 高齢者、障害者等に対する居住継続支援	安心住まい提供事業の継続 高齢者等住み替え家賃助成事業の推進 事業再建を支援する家賃補助の導入 良質な民間住宅の供給誘導
4 良質な住宅ストックの形成	(1) 良質な住宅ストックの形成誘導	法定外税による狭小住宅建設の抑制 新築住宅における住宅性能表示制度の普及・啓発 人や環境にやさしい住宅の普及・啓発 リフォームによるバリアフリー対応の促進 リフォームに関する情報提供の充実
	(2) 既存住宅の質的向上	既存住宅における住宅性能表示制度の普及・啓発 住宅の防災性能の向上
	(3) 分譲マンション対策の充実	マンションの実態把握とデータベースの整備 情報提供・相談体制の拡充 マンション登録制度の創設 共用部分の修繕・改修に対する支援 マンション建替えに対する支援
5 魅力ある住宅市街地への再生	(1) 木造住宅密集市街地の再生	住宅・住環境の整備と防災まちづくりの推進 優良な住宅等への建替え促進 従前居住者の居住の安定確保
	(2) 都市更新に合わせた住宅市街地の整備、保全	魅力的な住環境の整備、保全 幹線道路の整備に伴う住宅・住環境の整備 市街地の再開発等による住宅・住環境の整備
	(3) 震災復興を想定した住宅対策の検討	

後期基本計画体系案と現基本計画体系対比表

修 正 案	平成18年3月策定現基本計画	備 考
<p>地域づくりの方向 6. 人間優先の基盤が整備された、安心、安全のまち</p>	<p>地域づくりの方向 5. 人間優先の基盤が整備された、安心、安全のまち</p>	
<p>政策 (1) 魅力あるまちづくりの推進 各種の都市計画制度を活用しながら、区民が快適に安心して生活でき、かつ、多彩で個性的な機能を持ったまちをつくります。 そのため、それぞれの地域において、地域特性に応じたまちづくりをすすめます。地域の歴史性に配慮し、地域の特性を踏まえたまちづくりをすすめていきます。地域の生活拠点として機能している駅の周辺は、地域特性を生かした育成・整備をすすめます。また、池袋副都心においては、積極的に都市機能を充実し、都市全体の魅力と活力を高めます。 区民、事業者等の参加と協働のもとに、愛着と誇りを感じられる街並みの形成を進め、ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしい快適な環境を将来の世代に引き継いでいきます。</p>	<p>政策 (1) 魅力あるまちづくりの推進 各種の都市計画制度を活用しながら、区民が快適に安心して生活でき、かつ、多彩で個性的な機能を持ったまちをつくります。 そのため、それぞれの地域において、地域特性に応じたまちづくりをすすめます。地域の歴史性に配慮し、地域の特性を踏まえたまちづくりをすすめていきます。地域の生活拠点として機能している駅の周辺は、地域特性を生かした育成・整備をすすめます。また、池袋副都心においては、積極的に都市機能を充実し、都市全体の魅力と活力を高めます。 区民、事業者等の参加と協働のもとに、愛着と誇りを感じられる街並みの形成を進め、ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしい快適な環境を将来の世代に引き継いでいきます。</p>	<p>変更なし</p>
<p>施策の方向 ① 秩序ある市街地更新 企業所有地等の活用や建築規制の緩和等により、居住機能の回帰がすすみ、住居系高層建築物の建設が拡大する傾向にあります。 市街地整備にあたっては、用途地域等の指定や地区計画等を活用して、住居系地域では良好な居住環境の保全を図るとともに、商業・業務と住居等が混在する複合市街地では、土地利用の適切な調和を図っていきます。 また、池袋副都心や地区の中心地では、市街地再開発等の都市開発諸制度を活用し、基盤整備をすすめながら商業・業務機能の秩序ある発展をすすめます。</p>	<p>施策の方向 ① 秩序ある市街地更新 企業所有地等の活用や建築規制の緩和等により、居住機能の回帰がすすみ、住居系高層建築物の建設が拡大する傾向にあります。 市街地整備にあたっては、用途地域等の指定や地区計画等を活用して、住居系地域では良好な居住環境の保全を図るとともに、商業・業務と住居等が混在する複合市街地では、土地利用の適切な調和を図っていきます。 また、池袋副都心や地区の中心地では、市街地再開発等の都市開発諸制度を活用し、基盤整備をすすめながら商業・業務機能の秩序ある発展をすすめます。</p>	<p>変更なし</p>
<p>② 個性ある快適なまちづくり 街並みや景観はもとより、自然、文化、歴史、にぎわいなどの地域財産を生かすとともに、人にやさしいまちづくりを推進しながら、個性ある快適なまちの形成を図ります。 区民や事業者との参加と協働のもと、地域の特性を生かした愛着と誇りを感じられるまちづくりをすすめ、次代に引き継いでいきます。</p>	<p>② 個性ある快適なまちづくり 街並みや景観はもとより、自然、文化、歴史、にぎわいなどの地域財産を生かすとともに、人にやさしいまちづくりを推進しながら、個性ある快適なまちの形成を図ります。 区民や事業者との参加と協働のもと、地域の特性を生かした愛着と誇りを感じられるまちづくりをすすめ、次代に引き継いでいきます。</p>	<p>変更なし</p>
<p>③ 池袋副都心の再生 池袋駅周辺地区は、駅を中心とした商業機能集積が高いため、駅周辺で訪れる人の活動が完結しがちで、池袋全体の発展へとつながっていません。 多様な手段・手法を活用し、広域的な商業業務、生活、交流、文化活動等の拠点として育成・整備をすすめていきます。 また、ユニバーサルデザインの理念に基づく都市環境を整備するとともに、まちのシンボルとして、低床式路面電車(LRT)の導入などを検討し、魅力的な副都心を創造していきます。</p>	<p>③ 池袋副都心の再生 池袋駅周辺地区は、駅を中心とした商業機能集積が高いため、駅周辺で訪れる人の活動が完結しがちで、池袋全体の発展へとつながっていません。 多様な手段・手法を活用し、広域的な商業業務、生活、交流、文化活動等の拠点として育成・整備をすすめていきます。 また、ユニバーサルデザインの理念に基づく都市環境を整備するとともに、まちのシンボルとして、低床式路面電車(LRT)の導入などを検討し、魅力的な副都心を創造していきます。</p>	<p>変更なし</p>
<p>④ 新庁舎整備と現庁舎地活用による新たなまちづくり 21世紀を先導する建物にふさわしく、今世紀の最大の課題である環境対策に本格的に取り組み、最新の環境技術の積極的な導入によって、全国の環境対策のモデルとなる「環境庁舎」を実現します。 さらに、区民サービスの拠点として、また、区民のみならずが気軽に訪れたいくなるよう区民利用の視点から新庁舎整備を進めます。 加えて、新庁舎建設は、池袋副都心の発展のリーディングプロジェクトと位置付けています。周辺のサンシャインシティや東池袋四丁目の再開発事業、さらには現庁舎地区の民間活用によって整備する公会堂とともに、池袋駅を中心に文化を核とした広範</p>		<p>追加</p>
<p>⑤ 活力ある地域拠点の整備 区内には、JRをはじめ、さまざまな交通機関の拠点多く存在しています。 池袋以外の駅周辺地区では、地域の生活拠点として、すべての人が利用しやすいように駅の利便性の向上を図るとともに、地域の歴史や特性を生かした駅周辺の広場や歩行者空間などの整備を一体的に進めます。</p>	<p>④ 活力ある地域拠点の整備 区内には、JRをはじめ、さまざまな交通機関の拠点多く存在しています。 池袋以外の駅周辺地区では、地域の生活拠点として、すべての人が利用しやすいように駅の利便性の向上を図るとともに、地域の歴史や特性を生かした駅周辺の広場や歩行者空間などの整備を一体的に進めます。</p>	<p>変更なし</p>
<p>(2) 魅力ある都心居住の場づくり 人と環境にやさしい都心居住の実現をめざして、<u>地域特性を踏まえた住まいづくりやライフスタイル・環境を大切にしたい住まいづくり、安全・安心の確保に加え、良好な住宅ストックの形成に努めるとともに、市民の発意によるまちづくり活動を支援し、身近な住環境の改善をすすめます。</u></p>	<p>(2) 魅力ある都心居住の場づくり 生活の拠点となる住宅の居住水準の向上や、良好な住宅ストックの形成に努めるとともに、市民の発意によるまちづくり活動を支援し、身近な住環境の改善をすすめます。</p>	<p>平成21年住宅マスタープラン改定に伴い、一部文言を修正</p>
<p>① 安心な住まいづくり 住み替える必要が生じたときに、適切に住宅が確保できるよう、<u>地域の住宅ストックの充実、住情報を提供していくとともに、不動産関連団体と協力し、住宅に困窮したときの十分なサポート体制を構築していきます。</u> 区営住宅の活用、家賃助成など、住宅に困窮した場合の対応を充実していくとともに、身体機能が低下しても、住み慣れた地域に住み続けられるよう、福祉と連携した住宅を確保していきます。 区営住宅については、入居の適正化、入居機会の拡大、受益者負担の適正化などにより、公平化を図ります。また、都営住宅の移管などにより区営住宅の確保に努めていきます。 また、単身世帯、子育て世帯、高齢者世帯などのライフスタイルを大切にしたい住まいづくりをすすめていきます。</p>	<p>① 安心居住の仕組みづくり 高齢社会において、高齢者、障害者が住み慣れた地域で自立して暮らし続けることができるよう、バリアフリー住宅やユニバーサルデザインのまちづくりに配慮した、安心居住の仕組みづくりを進めます。真に住宅に困窮する世帯への区営住宅、福祉住宅の供給や高齢者に対する住替え家賃の助成など、住み慣れた地域の中で暮らし続けていくことができるよう、居住に関するセーフティネットを確保していきます。</p>	<p>平成21年住宅マスタープラン改定に伴う変更</p>
<p>② 良質な住宅ストックの形成 建物の耐震化など災害に強い住まい、まちづくりをすすめていくとともに住宅の不燃化をすすめ、防災性を向上していきます。 また、地域コミュニティと連携した防犯体制を育成していきます。 ユニバーサルデザインが普及し、安全に移動し暮らすことのできる住環境の形成を進めていくとともに、分譲マンション・賃貸マンション・戸建住宅の適切な維持管理をすすめていきます。 狭小な住戸面積に偏った住宅ストックバランスの適正化を図ります。</p>	<p>② 良質な住宅の供給誘導 ライフステージに応じて円滑な住替えができるよう、多様な住宅ストックの形成を進めることにより、定住するファミリー世帯を増やしていきます。また、ユニバーサルデザインや環境共生に対応した質の高い住宅やバランスの取れた住宅ストックの形成誘導を図るため、住まいづくりを支援・誘導していきます。 さらに、住宅地の特性や課題に応じ、将来像を明確にしながら暮らしやすい良好な住環境の整備を誘導していきます。</p>	<p>平成21年住宅マスタープラン改定に伴う変更</p>